

(永祿十年九月)
九月十一日

(八代安藝守)
安

盛 在判

(長對馬守)
長 對

續 連 在判

(遊佐美作守)
遊 美

續 光 在判

笠松但馬守殿

進之

九月廿五日。金澤後町山崎屋新四郎、金澤御坊に、麴室の座を寄進す。

【本願寺文書】 山城

一四八四

金澤殿に奉寄進糶室之座之事

合壹間者 下安江番之内也

右寄進申上候所實正也。就其此室之座之作職、我等が家へ永代預ヶ被下候者、忝可奉存候也。則賣券之狀相副進上申候也。仍寄進狀如件。

金澤後町山崎屋新四郎 略押

永祿拾年卯九月廿五日

十月二日。金澤木之新保の住人ゑき彦左衛門、その麴室の座を賣渡す。

【本願寺文書】 山城

一四八五

賣渡申糶室之座之事

合壹間者 下安江番之内也
但公方年賣廿文也

右此糶室之座、依有要用、現錢壹貫貳百文ニ永代賣渡申所實也。いさゝか違亂あるまじく候。萬一子々孫々として不慮ニ申事在之者、此證文の筋目を以、堅可有御成敗也。仍賣券之狀如件。

木之新保住人

永祿拾年卯拾月二日

ゑき彦左衛門尉 略押

(ゑきはゑきにして、批屋即ち精米商なるべし。)

十一月三日。本願寺顯如、三淵宗薫に、その主足利義秋が加賀・越前和談のことに斡旋したるを謝す。

【顯如上人書札案留】

一四八六

(足利義秋) 御内書令・頂戴候。抑加越和與事被仰出之趣、先以恐悅至極候。何篇聊不可有疎略候。此等之旨宜預御披露候。

(永祿十年) 十一月三日

(宗憲) 三淵伊賀入道殿

(原註に、此御札は子細ありてまへの日付にしたゝむるなり。是は當公方様越前に御座之時也とあり。

この歳十一月廿一日加賀の一揆朝倉義景と媾和す。

十一月五日。金澤南町廣岡屋与三、金澤御坊に、麴室の座を寄進す。

【本願寺文書】 山城

一四八七

金澤殿へ奉寄進糶室之事

合壹間者 下安江番之内也

右永代賣券一通補任相添、寄進申所如件。

南 町

ひろおかや

永祿拾年十一月五日

与 三 在判

(この室は前條拾月二日ゑき彦左衛門より買得せるものなり。)

永祿十一年

戊辰

紀元二二二八

正月廿一日。畠山義綱、笠松但馬守に、その來附を求む。

【笠松文書】

一四八八

此度早速走參、馳走肝要候。前篇以來忠節可相捨段、不可過分候。尙飯川若狹守可申候。謹言。

(永祿十一年乙) 正月廿一日

(畠山) 義 綱 在判

笠松但馬守殿

【笠松文書】

一四八九

此度早速被走參、御馳走肝要之旨、被成御書候。前々御忠節可被相捨義如何、前後御分別此時候。相心得可申之由候。恐々謹言。

(永祿十一年乙) 正月廿一日

(飯川若狹守) 光 誠 在判